

平成28年度 事業計画

I 基本方針

近年の著しい少子高齢化に伴い、本格的な人口減少社会へと進む中、さまざまな社会保障制度の見直しなどが講じられている。中でも団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築をはじめとする体制整備や多様な生活課題に対する施策の推進、さらには社会保障全体の基盤強化に向けた取組みが進んでいる。

また、15年ぶりとなる社会福祉法改正案が、国会において審議が進められており、社会福祉法人である社会福祉協議会も大きな転換期を迎える。公益性のあり方や経営組織のガバナンスの強化が制度化され、事業の透明性確保に向けたより一層の情報公開や、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズへの支援など、早急な対応が求められている。

大阪市においては、住民の生活基盤である地域コミュニティを取り巻く状況が変化している中、地域住民と多様な団体が協働して独自性や地域色を活かした活動が実践されている。一方では、新たな地域活動の担い手不足や、社会的孤立や生活困窮者、認知症高齢者への支援、高齢者・障がい者・児童虐待問題など、従来の社会保障制度や福祉施策だけでは解決に至らない多様な生活課題も山積している。

本会は、これらの制度の動向や状況を的確に捉え、市民に信頼されるための責務を果たすべく、基本的な方向性を具現化するための行動指針として平成26年度に策定した「中期経営計画」を着実に推進していく。

地域で暮らす人びとの厚い信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざして、区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係機関・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、NPOなどと幅広く協働し、地域福祉を一層推進していく。

Ⅱ 平成28年度主な取組み

1 組織基盤の強化

本会の行動指針として、平成26年度に策定した「中期経営計画」に基づき推進しているが、今年度は5か年の中間期でもあり、これまでの検証と今後の課題の整理を行った上で、5つの重点項目及び中立・公正な立場にたった事業を展開するため、財源確保の強化・組織運営・人材育成など組織経営の基盤を強化する。

(1) 財政基盤の強化

公募事業への積極的な応募や、本会の収入の大部分を占める交付金や委託料について、各事業の収支分析（事業評価）を行い、コスト意識を更に高め、限られた財源の中で効果的に事業を実施し、より健全な経営を行う。

また、今後の社会情勢や多様な福祉ニーズに迅速に対応できるよう、実効性ある強化策を検討する。

(2) 組織の透明性と信頼性の確保

市民に信頼され、地域に開かれた組織として、本会が実施する各事業内容や経費及び使途、財務諸表などを市民に分かりやすくホームページで公表し、見える化を促進する。

また、職員のコンプライアンス意識の徹底や、事業の透明性・効率性及び業務の標準化につながる内部統制の強化を図るなど、さらなる透明性と信頼性の確保に努める。

(3) 職員の人材育成

本会の使命を実現するための最も大切な財産は「人」と捉え、各職場での教育・指導の徹底により一人ひとりを育成することに重点を置き、併せて計画的な研修・専門教育の場を提供し、組織全体の人材育成を推進する。

また、社協事業を継続的に展開するため、専門性ある必要な職員の採用について、計画的に実施する。

2 生活課題の解決に向けた地域福祉推進の支援

66,900千円

(1) 区社協活動への支援

区ごとの課題・特性に応じた地域福祉の取組みが展開されている状況を踏まえて、区社協が、各区における地域福祉推進の中核的な役割を果たせるよう支援する。平成26年4月から導入した区担当制では、特徴的・先駆的取組みの推進に向けた継続的な支援を行い、全市的な共有へと繋げるとともに、職員研修、課題検討の場などを通

じた区社協活動を支援する。とりわけ、区社協活動の評価・業務改善の仕組みづくりや、実践の可視化・情報発信について、行政・区社協と連携して、重点的に取り組む。

(2) 総合相談支援機能の充実と地域づくりへの展開に向けた取り組み

各区における「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」や「生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）」などの展開を踏まえ、市・区社協として、総合相談支援機能の充実を図り、地域づくりへの展開を進めることができるよう、職員研修や事例検討、対応する取組みの検討や市民への啓発などを行う。

(3) 新たな総合事業の導入を見据えた地域福祉活動のさらなる推進に向けた取り組み

介護保険制度改正による「新たな総合事業」の導入を見据え、身近な地域における見守りや支えあいといった住民をはじめとする多様な主体による活動のさらなる推進を図るため、事例の収集及び発信を行う。また、地域福祉活動における新たな参加促進・担い手育成に向けて、調査研究を継続し、推進方策について発信する。

さらに、高齢者が介護予防を通じ、社会参加の促進が図られるよう取り組む。

3 地域における公益活動の取組みへの支援

18,472千円

市内約930の福祉施設が加盟する6団体で構成される大阪市社会事業施設協議会と連携を図り、経営者セミナーや研修会などを開催し、社会福祉法人・施設が地域の中における公益活動の重要性を十分に理解し、円滑に取組みを進めていくことができるよう支援するとともに、加盟する施設などが地域での貢献活動に対する具体的な活動イメージが持てるよう、特徴的かつ先駆的な取組みを本会広報誌などで積極的に発信していく。

また、各区における区の社会福祉施設連絡会活動の活性化に向けた取組みを行う。

さらに、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会と連携し、社会福祉施設職員の人権意識の向上に取り組む。

4 ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援強化や担い手育成への支援

134,611千円

増大する地域課題に対応するため、ボランティア活動振興基金を活用して、従来のボランティア活動への助成の拡充を図り、継続的な支援を進めるとともに、地域活動の魅力を感じて参加意欲を引き出す仕組みづくりと活動を積極的に牽引するリーダーの育成を支援する。

5 広報啓発活動の推進

18,606千円

ホームページにより、本会の取組み状況を常に新しい内容で提供するとともに、区社協の取組みについてもブログを活用して一体的に提供するなど、市民に対して、「わかりやすさ、使いやすさ、情報量の多さ」を意識した内容で発信する。

また、広報誌の配布先及び発行部数を拡充し、パンフレットなども活用しながら、デジタル媒体のみならず、様々な機会を捉えて広報活動する。

6 災害時のボランティア活動支援体制の強化

650千円

南海トラフ巨大地震など、今後発生が想定される災害に備えて、行政、社会福祉協議会及び関係機関が連携し、災害発生時に各々の取るべき行動や役割分担を明確化して、訓練の実施や総合的な支援体制を構築するなど、災害時の対応が円滑なものとなるよう、積極的に取り組む。

Ⅲ 平成28年度事業

1 中期経営計画の着実な推進

本会の行動指針として団体ビジョンと使命を明確にした中期経営計画（平成26年度策定）に基づき、5つの重点項目と3つの組織基盤強化について、着実に推進していく。

2 地域福祉活動推進及び区社協活動・事業の支援並びに連絡調整

(1) 地域福祉推進に係る事業

制度の狭間や複合的な課題の抱える人々への支援の必要性、介護保険制度改正による「新たな総合事業」の導入などを見据えて、地域における見守り・支えあい活動や、福祉課題を意識した地域づくりが一層推進されるよう、課題解決に向けた協議・検討及び市民・福祉関係者に対する推進方策や実践事例を発信する。

- ア 生活困窮や社会的孤立などの福祉課題の解決に向けた取組み
- イ 区社協としての総合相談支援機能の充実に向けた協議・検討
- ウ 「新たな総合事業」導入を見据えた地域づくりの推進に向けた取組み
- エ 小地域福祉活動の活性化のための調査研究・情報発信
- オ 地域福祉活動推進委員会及び専門部会の開催

(2) 区社協活動・事業の支援

各区社協が区ごとの課題・特性に応じて、地域福祉推進の中核的な役割を果たせるよう、区担当制による継続的な支援をはじめ、区社協活動に関する情報集約や業務検討を行う。

- ア 区担当制を中心とした区社協支援の推進
- イ 区社協が実施する地域福祉推進に係る各種事業の情報提供や業務検討、研修会などの開催
- ウ 区社協活動の評価・業務改善の仕組みづくりや、実践の可視化・情報発信

(3) 「私たちのまちで先駆的な取り組みをしよう」事業 1,500千円

区及び地域における先駆的な事業の開発、既存事業の発展的な展開などを目的に、地域福祉活動推進の一助とするため、共同募金配分金を活用した助成事業を実施する。

また、助成を受けた事業については、報告書としてとりまとめ、他区や地域における地域福祉活動の参考資料として活用する。

(4) 区社協に係る各種会議の開催

区社協会長会を年4回、区社協事務局長会を月1回、定例で開催するほか、必要に応じ事業担当者会議などを開催する。

(5) 善意銀行の運営 13,530千円

市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、ボランティア活動の支援、地域コミュニティづくりをはじめ、地域福祉活動推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に取り組む社会福祉施設・団体、社会福祉関係機関などへ助成する。また、リーフレットやホームページなどにより、善意銀行の周知を行い、事業に対する理解を深めていく。

(6) 介護予防ポイント事業の実施 19,869千円

本事業を通じて、大阪市在住の65歳以上の方が、介護保険施設などの登録施設・事業所において、入所者・利用者に対する介護支援活動を行うことで、外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいつくりや介護予防につなげていくとともに、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となり、よりよい地域づくりへ参画できるよう働きかける。

3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

(1) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の推進 526,603千円

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるように、相談支援体制の整備を図り、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを支援する。

(2) 権利擁護相談支援サポートセンター事業の推進 53,980千円

ア 大阪市成年後見支援センターの運営

- ・成年後見制度の利用に関する専門的支援
- ・成年後見制度に関する広報・啓発
- ・市民後見人の養成及び活動支援

イ 地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援

ウ 障害者総合支援法に基づく法人後見に取り組む団体への支援

(3) 高齢者相談支援サポート事業の推進 22,445千円

ア 地域包括支援センターなどの機関や施設及び事業者に対する相談、後方支援

専門相談の活用やケース会議、事例検討を通じての専門的な助言などにより支援するとともに、各区の認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の実務が円滑に遂行されるよう、後方支援として連絡会の開催などを行う。

イ 認知症サポーター養成など事業の実施

「認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、認知症サポーターを養成する講師役のキャラバン・メイト養成研修を実施するとともに、フォローアップ研修の実施により、キャラバン・メイトの組織化を支援する。

- (4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進 26,506千円
- ア 休日夜間における障がい者・高齢者の福祉及び権利擁護に関する市民や関係者からの電話相談に対する関係機関などの案内や情報提供
- イ 障がい者・高齢者の虐待通報及び要援護障がい者・高齢者緊急一時保護に関する要綱などに基づいた関係機関との連絡調整
- ウ 相談支援機関への相談内容の連絡調整
- (5) 地域包括支援センターの連絡調整・運営支援 13,160千円
- 市内全域地域包括支援センター及び総合相談窓口の連絡調整や運営支援と、各々の圏域での地域包括ケアを推進する。
- ア 業務実績集計、分析、フィードバック
- イ 情報の共有化、業務に関する相談対応など
- ・包括管理者会の開催
 - ・事業ワーキングの開催、業務マニュアルの作成
 - ・職員研修の企画実施
- (6) おおさか介護サービス相談センター事業の推進 31,877千円
- 介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言・調整などを行い、地域包括支援センターと、より一層連携を深め、介護保険サービスの質の向上に取り組む。
- (7) 生活福祉資金貸付事業の推進 90,218千円
- 生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協で事業が円滑に実施できるよう、全社協や大阪府社協と連携し、区社協への情報提供や研修会を実施する。

4 適正な福祉サービスの提供及び利用促進

- (1) 介護保険要介護認定訪問調査・障がい支援区分認定調査事業 1,093,022千円
- 対象者一人ひとりの個別性を尊重し、人権に配慮しながら市内の要介護認定調査、障がい支援区分認定調査及び他市町村からの依頼による市内居住者の認定調査を実施し、認定審査会に報告する。
- また、適切な認定調査を行うため、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を行い、調査員の質の向上を図る。
- (2) 福祉サービス第三者評価事業の実施 1,500千円
- 児童福祉分野（保育所）と社会的養護関係施設（児童養護施設・乳児院）について、事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に向け、公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する。

5 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進 29,538千円

市ボランティア・市民活動センター及び各区ボランティア・市民活動センター/ボランティアビューローが市民にとってより身近で開かれた存在となるよう、ボランティア活動の支援やボランティア情報に関する啓発・普及、福祉教育の推進など、総合的な機能強化を図る。

(2) 大阪市市民活動総合支援事業 48,244千円

大阪市域で活動する市民や市民活動団体、企業など誰もが「公共の担い手」として市民活動や社会貢献活動を円滑に進めることができるよう、また他の団体や企業との連携・協働をさらに進めることができるよう総合的に支援する。

(3) 防災・減災、災害救援に関する支援・取組み 1,300千円

災害時に開設される災害ボランティアセンターの運営が円滑に行うことができるよう「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催し、必要な知識やスキルを持った職員を育成するとともに、大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携を図ることを目的に、おおさか災害支援ネットワークを運営する。

また、東日本大震災の避難者を対象とした里帰りバスの運行、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホットネットおおさか）との連携など、被災地復興支援、避難者支援を継続的に行う。

6 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動 15,456千円

本会の広報誌「大阪の社会福祉」のさらなる内容の充実に努めるとともに、適宜発行部数や配布先を見直し、市内で実施される多様な事業などを活用して、効果的・効率的に情報を提供する。

また、ホームページは、ブログコーナーを更に充実させ、必要な情報を迅速に発信する。

(2) 社会福祉大会の開催 3,500千円

社会福祉の功労者に対して表彰するとともに、社会福祉に関する理解と意識の高揚を図り、ボランティア活動を中心とした市民参加の地域福祉の推進を目的に開催する。

(3) 人権啓発の推進

社会福祉に従事する職員として、人権問題の理解と認識を深め人権意識の向上に資するため、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」「大阪市社会事業施設協議会」との共催により「大阪市社会福祉施設職員人権研修」「社会福祉施設人権ワークショップ」を開催する。

高齢者・障がい者週間、児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページなどでさまざま

な取組みを掲載し、広く啓発を図る。

また、人権週間を中心に市内各所で開催される各種講演会や行事、関係団体主催の人権研修への参加を促進する。

7 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営 155,638千円

市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉を支える人材の養成や社会福祉に関する多面的な情報を発信する。

ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施

イ 地域福祉活動を担う市民を対象とした研修の実施

ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

エ 社会福祉施設・事業者などへの人材育成などに関する相談対応及び情報提供

オ 社会福祉に関する情報提供及び調査研究

カ 図書資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示

キ 貸室業務及び施設総合管理業務（榊太平ビルサービス大阪と共同体により実施）

ク 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

(2) 介護職員実務者研修通信課程（スクーリング）の実施 5,040千円

介護職員の中核を担う「介護福祉士」の平成28年度国家試験から、3年の実務経験と「実務者研修（450時間）」の修了が必須になるため、全国社会福祉協議会（中央福祉学院）が実施する通信課程のスクーリングを受託し、介護福祉士の確保に寄与する。

(3) 次世代の社会福祉の担い手の育成（社会福祉士養成課程の実習受入）

積極的に実習生の受け入れができるよう、本会職員の実習指導者研修の受講を促進し、次世代の社会福祉の担い手の育成を図る。

(4) 福祉人材の養成・確保（就職フェアなど）

社会福祉分野の就職を希望する求職者と社会福祉施設などの採用担当者とのマッチングの機会を提供する合同求職説明会を大阪府社協などと共催し、福祉・介護分野への人材確保に努める。

8 福祉関係機関、団体との連絡協調

(1) 民生委員・児童委員との連携及び活動の推進

民生委員・児童委員は、常に住民の立場にたって、すべての住民を対象とした相談支援活動を行っている。役割や意義の理解促進に向け、各区で懸垂幕の設置や、リー

フレットの配付及び平成27年度に大阪市民生委員児童委員協議会と共同で作成した「見守りの手引き」の活用など、子育て世帯や単身高齢者、生活困窮者を含め、幅広い層を対象に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の認知度の向上を図る。

(2) 共同募金運動への協力

10月1日から始まる赤い羽根運動の際には、本会職員が街頭募金に参加したり、広報誌に掲載するなど、共同募金会とより緊密な連携を図り、積極的に運動を広報・啓発する。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

分野ごとに大阪市管轄の社会福祉施設を組織化した大阪市社会事業施設協議会（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各団体により構成）に対し、施設団体相互間の連絡調整、施設と地域社会の連携、関係機関・団体との連絡調整などを行う。

また、社会福祉法人・施設が地域の中で公益活動の促進が円滑に図れるよう、研修会や活動プログラムの提供などを行う。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

大阪府・大阪市・大阪府社協と連携し、市域の社会福祉施設が人権課題への理解を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取組みを支援する。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動への支援

「活動報告・情報交換会」の開催などによる各区の事例報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図るなど、各区で組織されている区社会福祉施設連絡会の活動を支援する。